

平成19年 No.43

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

改正理由

兼業の承認に関する文書の専決者について，大学教員が他大学等で行う非常勤講師の兼業については所属部局の長とし，その他の兼業については総務部長とする。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年 8 月 29 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規則第27号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：兼業の承認に関する文書の専決者について、大学教員が他大学等で行う非常勤講師の兼業については所属部局の長とし、その他の兼業については総務部長とする。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第2				別表第2			
(総務部関係)				(総務部関係)			
事 項		名 義 者	専 決 者	事 項		名 義 者	専 決 者
〔省略〕				〔省略〕			
(18) 兼業の承認に関する文書（教育研究評議会評議員以外で管理職手当を支給される者を除く。）				(18) 兼業の承認に関する文書（教育研究評議会評議員以外で管理職手当を支給される者を除く。）		<u>学 長</u>	<u>総 務 部 長</u>
<u>〔大学教員の他大学等における非常勤講師の兼業〕</u>		<u>学 長</u>	<u>部 局 の 長</u>				
<u>〔上記以外の兼業〕</u>		<u>学 長</u>	<u>総 務 部 長</u>				
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u>							
<u>この規則は、平成19年9月1日から施行する。</u>							